

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.6 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

この制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間分を対象期間としています。

今回申請の対象となるのは、平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間の医療費と介護サービス利用料です。

支給対象者について

次の ・ の条件をどちらも満たす場合に、支給の対象となります。

	同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者で、対象期間内に『医療費』と『介護サービス利用料』の両方の自己負担があった。
	の自己負担額の合計（高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額を差し引いた額）が下表の自己負担限度額を超えた。

同一世帯であっても、後期高齢者医療制度に加入していない家族の自己負担額を合計することはできません。また、食事代や居住費などは含みません。

所得区分（注）		自己負担限度額 対象期間：平成22年8月1日～平成23年7月31日
現役並み所得者		67万円
— 一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分	31万円
	区分	19万円

（注）所得区分は、基準日（平成23年7月31日もしくは、資格喪失の前日）現在の所得に応じて適用されます。

申請手続きのご案内の発送

支給の対象となる方には、平成23年12月初旬以降、新潟県後期高齢者医療広域連合から申請手続きのご案内を発送いたします。

ただし、下記のような場合には、申請手続きのご案内が広域連合から発送できない場合がありますので、支給対象者になると思われる場合には、役場住民福祉課住民福祉班までお問い合わせください。

【平成22年8月1日から平成23年7月31日までの間に...】

- ▶75歳に到達するなど、後期高齢者医療制度に加入された方がいる場合
（加入前が協会けんぽなど）
- ▶加入者の方が亡くなられた場合

高額医療・高額介護合算制度に関するお問い合わせ

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付係 ☎025 - 285 - 3222

関川村役場住民福祉課住民福祉班 ☎64 - 1471

関川村役場住民福祉課健康介護班 ☎64 - 1472

経済センサス -
活動調査とは
全国すべての事業所・企業
を対象として行われる調査で
す。

調査の目的は、わが国の全
産業分野における事業所及び
企業の経済活動の実態を明ら
かにするために実施するもの
です。

調査にご協力をお願いします
調査には、村がお願いした
調査員がお伺いします。どうぞ
ご理解とご協力をお願いします。

12月上旬以降に各事業所へ
調査員が訪問し、調査票を
お配りします。

経済センサスー活動調査に関
する問い合わせ先
総務課総務班 ☎64 - 1476

～平成24年経済センサスー活動調査～



事業所・事業主の皆さん 統計調査にご協力をお願いします！

12/11～12/20

冬の交通事故防止運動

～冬の道 あせらずゆっくり 安全運転～

12月11日から20日までの10日間、冬の交通事故防止運動が行われます。年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、冬型の気候や飲酒機会の増加などにより交通事故の多発が懸念されます。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して事故を起こさないよう、遭わないようにしましょう。

運動の重点

飲酒運転の根絶

高齢者の交通事故
防止

シートベルトと
チャイルドシートの着用の徹底



冬用タイヤへの
交換も早めに
行いましょう

節電にご協力をお願いします！

県では、節電率3.4%を目標に、冬の節電の取り組みを推進します。

震災で被災した発電所等は段階的に復旧が進んでいますが、例年に比べて電力供給力はまだ不足しており、1月に東北電力管内で3.4%の供給不足が生じる予想となっています。電力会社間での融通により、供給力に大きな不安はありませんが、エネルギーコストの削減や、万が一の発電所の故障等に備えるため、健康や安全、事業活動に影響を与えない範囲で、節電に取り組みしましょう。

【取組期間】

平成23年12月から平成24年3月までの平日
(年末年始を除く)

【取組時間】

午前9時から午後9時まで
(特に、午前9時から午前11時と午後3時から午後6時を中心に)

節電取り組みの例

使っていない照明の消灯、石油・ガストーブの積極的な活用、重ね着 等

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。<http://www.meti.go.jp/>